

第7章 計画の推進

1 基本的事項

障がいについての理解と関心を高めていくとともに、行政はもとより、地域、学校、団体、企業等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。

2 障害福祉サービス等の情報提供

障がいのある人が必要とする障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、サービス内容、利用手続等について情報提供を行うよう努め、計画の周知を図ります。

3 達成状況の点検・評価

本計画に掲げるサービスの見込量、地域生活への移行、一般就労への移行等の達成状況を伊達市地域自立支援協議会にて毎年度点検・評価します。

また、点検・評価した計画の達成状況については、市のホームページ等で毎年度公開します。